東京大学農学部規則

昭和２６年１０月１６日
評議会可決
沿革

（教育研究上の目的）

第１条　東京大学農学部（以下「本学部」という。）は、農学を構成する応用諸科学に関する専門教育を段階的・体系的に行い、食料・資源・環境等の問題の解決に必要な高度の専門知識と幅広い視野を有し、社会・文化・産業活動を通じて地球社会の要請に応えることのできる洞察力・実践力・指導力を備えた人材を育成することを目的とする。

２　各課程の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（課程）

第２条　本学部に、次の３課程（１４専修）を置く。

応用生命科学課程	生命化学・工学専修 農業生物学専修 森林生物科学専修 水圏生物科学専修 動物生命システム科学専修 生物素材化学専修
環境資源科学課程	緑地環境学専修 森林環境資源科学専修 木質構造科学専修 生物・環境工学専修 農業・資源経済学専修 フィールド科学専修 国際開発農学専修
獣医学課程	獣医学専修

（授業科目の区分）

第３条　授業科目は必修科目、選択必修科目及び選択科目とする。

（授業科目及び単位数）

第４条　本学部の授業科目及び単位数は別表１による。

２　授業科目の単位数は、講義については１５時間、演習については３０時間、実験又は実習については４５時間の授業時間をもって１単位とする。

３　授業科目の学期別配置は，教授会の議を経て定める。

（他学部等の履修）

第５条　学生は他学部及びグローバル教育センターの授業科目を選択科目として履修することができる。

２　前項における授業科目及びその単位は、学部教育会議委員（以下「学部委員」という。）の承認

を得て別表１に定める単位数に限り、第１１条に規定する単位に算入することができる。

（履修の申請）

第６条　学生は指定の期日までに履修しようとする科目を申請し、関係学部委員の承認を受けなければならない。

第７条　削除

（試験）

第８条　各学期の終わりに、その学期に授業が終了した科目について試験を行う。ただし、担任教員は学部長の承認を得て臨時にこれを行うことができる。

（成績の評価）

第９条　試験の成績は、優上・優・良・可・不可の５級に分け、不可は不合格とする。

ただし、特定の科目については、合格又は不合格の評点によることができる。

２　東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）第１４条の２、第１４条の３、第１４条の５及び第１６条の２に定めるところにより、外国の大学において履修した科目及び外国の大学が行う通信教育において履修した科目にかかる試験の成績については、前項の例によるほか、合格又は不合格とすることができる。

（試験によらない評価）

第１０条　演習、実験及び実習は試験を行わないで成績を定めることができる。

（卒業）

第１１条　農学部を卒業して学士（農学）の学位を得るためには、学部通則第２条に規定する年限以上在学し、別表１により７６単位以上の授業科目を履修し、その試験に合格しなければならない。ただし、獣医学課程を卒業して学士（獣医学）の学位を得るためには、別表１により１３９単位以上の授業科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

（長期履修学生制度）

第１１条の２　学部通則第２条第２項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

（編入学）

第１２条　削除

第１３条　削除

（再入学・後期課程への入学、転学部及び転課程）

第１４条　学部通則第９条、第１０条第１項第１号及び第４号、第４５条の取扱いについては、別に定める。

附　則

１　この規則は、昭和６１年４月１日から施行する。

２　昭和６１年３月３１日以前に進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、昭和６１年１０月１日から施行する。

２　昭和６２年３月３１日以前に進学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、昭和６３年４月１９日から施行し、昭和６３年４月１日から適用する。

２　昭和６３年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成元年４月１日から施行する。

2　平成元年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成元年１０月１日から施行する。

2　平成２年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２年４月１日から施行する。

2　平成２年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２年１０月１日から施行する。

2　平成３年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２年１０月１日から施行する。

2　平成３年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成３年１０月１日から施行する。

2　平成４年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成４年１０月１日から施行する。

2　平成５年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成７年４月１日から施行する。

2　平成８年３月３１日以前に進入学し、引続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

2　平成８年３月３１日以前に進入学し、引続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成８年５月９日から施行し、平成８年４月１日から適用する。

2　平成８年３月３１日以前に進入学し、引続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

2　平成９年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１０年４月１日から施行する。

2　平成１０年３月３１日以前に進入学し、引続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

2　平成１１年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

2　平成１２年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

2　平成１３年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

2　平成１４年３月３１日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

2　平成１５年３月３１日以前に入学又は進学した者については、改正後の第１条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

2　平成１６年３月３１日以前に入学又は進学した者については、改正後の第１条及び別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

2　平成１７年３月３１日以前に農学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学農学部規則第１条及び別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

2　平成１８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　改正後の応用生命科学課程、環境資源科学課程又は獣医学課程については、平成２０年４月１日以後から進学又は入学することができるものとする。

4　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

2　平成１８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、改正後の東京大学農学部規則の規定は、平成２０年４月１日以後に進学又は入学する者から適用する。

2　平成１８年３月３１日以前に本学部進学又は入学した者及び前期課程に入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

2　平成２０年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

2　平成２２年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

2　平成２３年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　改正後の環境資源科学課程緑地環境学専修については、平成２５年４月１日以後から進学又は入学することができるものとする。

4　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

2　平成２４年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

2　平成２５年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

2　平成２６年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

2　平成２７年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則第１１条及び別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

2　平成２８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

2　平成２９年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

2　平成３０年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

2　平成３１年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。
2　令和２年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。
2　令和３年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和３年８月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、令和４年４月１日から施行する。
2　令和４年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。
2　令和５年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、令和５年９月２５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。
2　令和４年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。
2　令和６年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。
2　令和７年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則（第４条第２項を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　施行日から令和８年３月３１日までに本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則第２条及び別表１中の専修名は従前の例による。
4　改正後の農業生物学専修については、令和８年４月１日以後から進学又は入学することができるものとする。

附　則

1　この規則は、令和７年１０月１日から施行する。
2　令和８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

1　この規則は、令和８年４月１日から施行する。
2　令和８年３月３１日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学農学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

別表１

沿革

東京大学農学部規則

体系情報

□第３編 学務
　▽第１章 学部

沿革情報

◆昭和２６年１０月１６日　評議会可決
◇昭和２９年０２月１６日
◇昭和３０年０９月２０日
◇昭和３１年０５月２２日
◇昭和３４年１２月１５日
◇昭和３５年１２月２０日
◇昭和３７年０２月０６日
◇昭和３８年１０月２２日
◇昭和３９年０２月１８日
◇昭和３９年１０月２７日
◇昭和４１年０１月１８日
◇昭和４２年０９月１９日
◇昭和４４年１２月０１日
◇昭和４５年０４月０１日
◇昭和４６年１０月１９日
◇昭和４７年０４月１８日
◇昭和４７年１１月２１日
◇昭和４８年０４月０１日
◇昭和４８年１０月３０日
◇昭和４９年０４月０１日
◇昭和５０年０４月０１日
◇昭和５０年１２月２０日
◇昭和５１年０２月１２日
◇昭和５１年１１月１０日
◇昭和５１年１２月２１日
◇昭和５２年０４月０１日
◇昭和５２年１０月１２日
◇昭和５３年０４月０１日
◇昭和５４年０４月０１日
◇昭和５５年０４月０１日
◇昭和５６年０４月０１日

◇昭和５７年０４月０１日
◇昭和５８年０４月０１日
◇昭和５９年０４月０１日
◇昭和６０年１０月０１日
◇昭和６１年０４月０１日
◇昭和６１年１０月０１日
◇昭和６３年０４月１９日
◇昭和６３年０７月１５日
◇平成０１年０３月０２日
◇平成０１年０４月０１日
◇平成０１年１０月０１日
◇平成０２年０４月０１日
◇平成０２年１０月０１日
◇平成０３年１０月０１日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０４年０７月１４日
◇平成０４年１０月０１日
◇平成０７年０４月０１日
◇平成０８年０３月２８日
◇平成０８年０５月０９日
◇平成０９年０４月０１日
◇平成１０年０４月０１日
◇平成１１年０４月０１日
◇平成１２年０４月０１日
◇平成１３年０４月０１日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１５年０３月１８日
◇平成１６年０３月１６日
◇平成１７年０２月１５日
◇平成１８年０２月２８日
◇平成１８年０３月３１日
◇平成１８年０３月３１日
◇平成２０年０２月１９日
◇平成２０年０３月２７日
◇平成２２年０３月３１日
◇平成２３年０２月２２日
◇平成２４年０２月２１日
◇平成２５年０２月１９日
◇平成２６年０２月１８日
◇平成２７年０２月１７日
◇平成２８年０２月１６日
◇平成２９年０３月１６日

◇平成３１年０２月１９日
◇令和０２年０３月１０日
◇令和０３年０３月０５日
◇令和０３年０７月２６日
◇令和０４年０２月０７日
◇令和０５年０２月２７日
◇令和０５年０９月２５日
◇令和０６年０２月２７日
◇令和０７年０３月２１日
◇令和０７年０５月１３日
◇令和０８年０１月２８日